令和３年度第２回 船橋市青少年問題協議会

議事録

令和３年 11 月５日（金）
午前 10 時 00 分～11 時 13 分
船橋市役所　11 階 大会議室

１　開会

２　市長あいさつ

３　委員紹介

４　議題
（１）会長の選出について
（２）船橋市における児童虐待の現状と課題について
（３）青少年を取り巻く現状と課題について
（４）令和２年度青少年関係事業実績報告及び令和３年度青少年関係事業実施計画について
（５）第５４号船橋市青少年だよりについて
（６）船橋市社会福祉審議会委員の推薦について

５　その他報告事項
・「船橋市児童相談所基本構想」の策定について（家庭福祉課）
・令和４年成人式について（社会教育課）

６　閉会

午前１０時００分開会

〇事務局

皆様、おはようございます。本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を担当させていただきます青少年課の木村です。よろしくお願いいたします。

会議開催に先立ちまして、本会議におきます新型コロナウイルス感染予防対策についてでございますが、入口での体温測定、座席の間隔を空けた配置などをさせていただきました。また、会議中もマスクの着用や換気のため窓を開けるなどの対応をとらせていただきますことから、説明が聞きづらいことなどご不便をおかけいたしますが、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、令和３年度第２回船橋市青少年問題協議会を始めさせていただきます。

初めに、松戸徹船橋市長よりご挨拶をお願いいたします。

〇松戸市長

皆様、おはようございます。本日、大変お忙しい中、青少年問題協議会にご出席をいただきありがとうございます。そして、日頃より皆様方には様々な形で青少年の健全育成のためにお力添えをいただいておりますことを、改めてこの場をお借りして御礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

昨年からの新型コロナウイルスの関係で、社会は本当に一変してしまいまして、特に子供たちにとっては、大人でも大変な状況の中で、学校がすぐに始まらなかったり、給食の時間はただ黙々と食べるとか、部活動が制限されるとか、様々な形で影響が出ております。

特に、今、懸念されることは、自分の家庭の中の状況が、コロナの影響を受けて変化してしまっている子供たちも多く存在をしておりまして、これに対してどうやっていくのかということが大きな課題となっております。

今、船橋市のコロナの状況ですけれども、ご承知のように船橋市におきましても、感染状況というのは、ゼロもしくは複数人という形で推移することができております。ただ、船橋市も昨年の 10 月 11 日は、まだ陽性者がゼロの状況でございました。ということは、第６波のことがいろいろ懸念されるわけでありますけれども、市としてもしっかりとこういったことを踏まえながらやっていかなければいけない。特に、今、保健所で第５波のときに、医療を含めていろいろな課題がありましたので、その検証をして、第６波に対してしっかりとこれまで以上に市民の皆さんを支えていけるような体制を構築しようということで、協議を重ねているところでもございます。

ワクチンの関係ですけれども、今日現在で、市民全体の 79.3％の方がもう２回接種が終了いたしました。多分、明日には国の目標である８割を達成できると思います。ただ、もう一つは、今、障害のある方とか、外国人の方、ワクチン接種をまだ控えてしまっている

方に対して、積極的に呼びかけをして、いろいろな考え方はありますけれども、より多くの方に接種を検討していただいて、ご自身の健康を守っていただくような体制もとっていきたいと考えております。

そういった中で、今後の子供たちのことでありますけれども、先ほども申し上げましたが、いろいろな状況が起きております。ただ、その一方で、元気に活動している子供たちも数多くいることは確かで、私のところにも文化・スポーツの関係で全国大会等に行くときに挨拶に来てくれますけれども、子供たちは生きる力を持っていると私は思っています。コロナの経験というのは、様々な影響がありますけれども、私としてもこの経験が子供たちが大人になったときに生きる強さにつなげられる、そういった形に持っていきたいなと考えていることでもございます。

この青少年問題協議会は、本当に多くの分野の皆様がご参加をいただいて、これまでもいろいろな形で子供たちの健全育成のためにご尽力をいただきました。これだけ幅広い分野の皆さんが参加をしていただいていること、これは市にとりましても、本当に心強い限りでありますし、また子供たちにとっても非常に大きな意味があると思います。

今日もいろいろな報告等があると思いますけれども、ぜひとも子供たちをしっかりと育むために忌憚のないご意見を出しながら、これからもご尽力をいただければと思います。日頃の皆様方の活動に対して、改めて感謝を申し上げてご挨拶とさせていただきます。これからもよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

○事務局

市長におかれましては、ここで退席されます。ありがとうございました。

（松戸市長、退席）

○事務局

改めまして、おはようございます。まず資料の確認をさせていただきます。

本日、配付させていただきました資料ですが、「次第」、「席次表」、「令和３年度第２回船橋市青少年問題協議会資料」、及び個別資料といたしまして、「船橋市児童相談所基本構想」「市児童相談所の整備について」「船橋市青少年だより　第52号」、黄色の冊子の「令和３年度船橋市青少年問題協議会」、以上７点となります。恐れ入りますが、不足資料がございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今回、新たに委嘱状を交付させていただき、初めてご出席される委員の方もいらっしゃいます。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和２年度第３回、そして令和３年度の第１回と２回続けて会議が中止になりましたので、ここで改めまして、皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

お配りしました席次表の草野副会長から自己紹介をいただき、その後、内側の鈴木委員から反時計回りに平川委員までお願いいたします。平川委員の後は、外側の岩瀬委員から同じく反時計回りに自己紹介いただきますようお願いいたします。

○草野副会長

おはようございます。副会長を務めさせていただいています草野といいます。よろしくお願いいたします。船橋市の社会教育委員会議の委員長を務めております。そして、勤務先は千葉工業大学で仕事をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木委員

皆さん、おはようございます。市議会の鈴木心一でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○池沢委員

おはようございます。同じく船橋市議会の池沢みちよと申します。２年間どうぞよろしくお願いいたします。

○小平委員

おはようございます。市議会議員の小平奈緒と申します。よろしくお願いします。

○山﨑委員代理（船橋警察署　田中生活安全課長）

おはようございます。船橋警察署生活安全課長の田中と申します。よろしくお願いします。

○大友委員代理（船橋東警察署　入江生活安全課長）

おはようございます。船橋東警察署生活安全課長入江と申します。よろしくお願いいたします。

○三田委員

おはようございます。市川児童相談所の船橋支所長をしています三田と申します。よろしくお願いします。

○春日委員

皆様、おはようございます。船橋市小・中学校長会代表の三山小学校、春日と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○成瀬委員

皆様、おはようございます。ふなばし地域若者サポートステーション所長の成瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○平川委員

おはようございます。自治会連合協議会の平川でございます。前回までは、ここに本木が座っておりましたけれども、今回、新たに私になりましたので、ひとつよろしくお願いいたします。

○岩瀬委員

おはようございます。私、民生児童委員協議会の岩瀬日出夫でございます。よろしくお願いいたします。

○長島委員

おはようございます。社会福祉協議会の長島と申します。どうぞよろしくお願いします。

○戸松委員

ご苦労さまです。船橋地区保護司会の戸松篤司と申します。よろしくお願いいたします。

○加瀬委員

おはようございます。青少年センター運営協議会の加瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○丹羽委員

おはようございます。船橋青少年補導員連絡協議会会長をさせていただいております丹羽浩道と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○山﨑委員

おはようございます。本年度より船橋市スポーツ協会の会長を仰せつかりました山﨑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○野口委員

おはようございます。スポーツ推進委員協議会の会長を務めさせていただいております野口と申します。よろしくお願いいたします。

○村木委員

おはようございます。青少年相談員連絡協議会の村木と申します。よろしくお願いします。

○奥津委員

おはようございます。船橋市ＰＴＡ連合会から参りました奥津と申します。よろしくお願いいたします。

○大塚委員

おはようございます。少年少女団体連絡協議会会長の大塚と申します。よろしくお願いいたします。

○三澤委員

皆様、お世話になっております。生涯学習部長の三澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉森委員

子育て支援部長の杉森でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○礒野委員

おはようございます。教育委員会学校教育部長の礒野でございます。よろしくお願いいたします。

○都丸委員

おはようございます。市立船橋高校校長の都丸でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。続いて、本日の委員の出欠状況でございますが、船橋市警察署

長の山﨑委員、船橋東警察署長の大友委員より欠席のご連絡を受けております。また、先ほど委員の紹介の中で発言がございましたが、船橋警察署長、山﨑委員のオブザーバーといたしまして、同署の田中生活安全課長、そして船橋東警察署長、大友委員のオブザーバーといたしまして、同署の入江生活安全課長にご出席いただいております。

なお、船橋市青少年問題協議会条例第５条第２項の規定により、委員の半数以上の出席をいただいておりますことから、会議が成立しておりますことをご報告させていただきます。

会議の開催に先立ちまして、船橋市情報公開条例第 26 条の規定により、船橋市の設置する附属機関の会議は原則として公開することとなっております。このことから傍聴人の受付を行いましたところ、傍聴人はいらっしゃいませんでした。

また、本会議は議事録を作成し、市ホームページで公表することとなります。そのため、議長選任後に議事録署名人となる委員２名を選出し、署名をいただくこととなります。

それでは、議題に入らせていただく前に、議題（１）の「会長選出」についてでございますが、今回、当協議会の会長を務めておりました船橋市自治会連合協議会の本木会長が退任されたことに伴いまして、新たに就任されました平川委員に当協議会の委員として参加していただいていることから、現在、会長が選出されておりません。つきましては、船橋市青少年問題協議会条例第４条第３項の規定により、会長が選出されるまでの間、草野副会長に議長を担当していただき、会長が決まりましたら、その後、会長に議長として議事の進行をお願いするという方法を提案したいのですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○事務局

ありがとうございます。それでは、草野副会長、議長をお願いいたします。

○副議長（草野副会長）

副会長の草野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議長を務めさせていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、議題の（１）、会長の選出の方法についてお諮りいたします。つきましては、簡便ではございますけれども、指名推選による方法でいかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（草野副会長）

ありがとうございます。それでは、指名推選で会長の選出を行います。

どなたかご推薦をお願いいたします。

○大塚委員

着座で失礼いたします。丹羽委員を推薦させていただきます。

丹羽委員は、青少年補導員、またここで行われています船橋市青少年問題協議会の委員を長い間お務めになっておられます。また、委員会の内容についても熟知されておりますので、丹羽委員を会長として推薦したいと思います。

○副議長（草野副会長）

ありがとうございます。ただいま、会長に丹羽委員のご推薦がございましたが、皆さんはいかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり、拍手）

○副議長（草野副会長）

それでは、丹羽委員が会長に決したということです。

これをもって、議長の任を解かせていただきます。これよりは、船橋市青少年問題協議会条例第５条第１項の規定により、丹羽会長に会議の進行をお願いいたします。

○事務局

それでは、丹羽委員、会長席へお移りいただきまして、ご挨拶をお願いいたします。

（丹羽委員、会長席へ移動）

○議長（丹羽会長）

皆さん、改めまして、おはようございます。本当に大変な役を仰せつかりまして、緊張しております。また、力不足でありまして、皆様にご迷惑をおかけすることもあると思いますけれども、皆様と力を合わせまして、船橋市の青少年健全育成のためにこの会議を有意義なものにしていきたいと思っております。

このコロナ禍の中で、先ほど、市長からもお話がありましたけれども、我々大人の心もかなり病んでいるところがあります。当然ですが、子供たちにも影響が及んでいると思います。

この病むというのは、このコロナに対しての考え方というのでしょうか、命に関わるので、なるべく慎重に事を進めていこうという部分と、それから人間として活動していこうという活力の部分と、その辺りの帳尻をどう合わせていくのか、私自身も分かっておりませんけれども、やはり皆様も同じように悩んでいらっしゃると思います。また、同じように子供たちも、先ほど市長からもお話がありましたけれども、学校生活であったり、部活動であったり、百年に一度というのでしょうか、この大きな中で、我々共に悩みながら一歩一歩進んでいかなくてはいけないのだと思っております。

また、今年６月、八街で大きな交通事故が起きてしまいました。私も地域の校長先生、それから市の担当の方、警察署の方とお話しさせていただいて、どこどこが危ないとかというチェックをさせていただきました。その後の市議会でも念入りに議論していただいた様子はネットで見させていただきましたけれども、あれは飲酒が原因ということが本当です。ただ、船橋市は道路が狭くて、なかなかすぐには広げられないという部分もあると思います。こういった青少年問題協議会等の多方面からご出席いただいている中で、皆様からそうした情報等をいただいて、まとめて何か結果を出せればと思っております。

また、発覚したのは今年の９月ですけれども、町田市のGIGAスクール構想ですか、船橋市も子供たちに端末を１台１台配っているような状況があります。あれはパスワードを同じもので使い回してしまったので、仲のいい友だちでなりすました者がいて、悪口を書か

れて、そのお子さんはすごくショックを受けたというようなことで、ああいった結果になってしまったと思うのです。そうしたいろいろな情報を集めて、やれることをきちんとやっていくことで、皆様とお力を合わせて進めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

長くなりました。失礼いたします。

それでは、議題に移ってまいりたいと思います。議題（２）の「船橋市における児童虐待の現状と課題について」です。

こちらは昨年の 11 月に開催しました令和２年度第２回協議会にて、家庭福祉課より「船橋市児童相談所基本構想の策定について」ということで、進捗状況をご報告いただきました。これに対して、委員の皆様から船橋市の児童虐待等の現状はどうなっているのかというご質問がありましたので、今回は船橋市の現状と課題につきまして、家庭児童相談室からご報告をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

〇家庭児童相談室所長

いつも大変お世話になっております。家庭児童相談室の河南でございます。本日は、船橋市におきます児童虐待の現状と課題ということでお話しさせていただきます。すみません、着座をさせていただきます。

家庭児童相談室では、特定妊婦や児童の養育など、家庭内での様々な心配ごとなどにつきまして、相談員が電話、面接、訪問などで相談・支援をしております。また、児童虐待を受けたと思われる児童に関する通告を受理し、そのご家庭への虐待相談をはじめ、育児不安などの幅広い相談支援に対応しております。

関わりが困難な事例や、一時保護、施設入所などが必要な場合などは、専門的な知識や技術及び広域的な対応が必要な場合、市川児童相談所に送致をするなどの対応も行っております。

お手元の資料１、「家庭児童相談室における相談実績（令和２年度）」をご覧ください。

家庭児童相談室の令和２年度の相談件数の総数ですが、全国的には虐待件数が非常に増えているというような統計が出ておりますが、船橋市におきまして、というよりは家庭児童相談室におきましては、令和元年度より 59 件少ない 1,491 件でした。これは平成 18 年度に統計を取り始めて、令和元年度まで右肩上がりに増加しておりましたけれども、昨年度、初めて減少に転じました。しかし、虐待相談件数は 708 件とわずかながらに増加しておりまして、相談総数に対する虐待相談の割合は 47.5％と、令和元年度の 45.1％をわずかに上回っております。

表の中の、養護・その他 551 件、約 37％ですが、こちらの相談は何らかの環境的問題を有する児童などの相談件数となります。その下の保健相談とは、何らかの疾患を有する児童についての相談。育成相談は、性格行動や不登校、進学、しつけなどの相談。非行相談は虞犯や触法。障害相談は障害に関する相談。その他につきましては、いずれにも含まれない相談となっております。

次に２ページをご覧ください。２ページ、（２）の①につきましては、虐待相談 708 件の年齢別及び種類別の内訳となっております。年齢別では、０歳から６歳までの未就学児童の件数が 330 件、46.6％と約半数を占めております。また、小学生は 261 件で、36.8％でした。

右の円グラフは虐待相談の種類別内訳です。心理的虐待が 51.7％と半数以上を占め、最も多く、次いで身体的虐待が 26.0％でした。

②の主な虐待者では、実母が 462 件で 65％と最も多く、次いで実父の 205 件、29％でした。

３ページの経路別受付件数ですが、市の福祉事務所からの通報が 186 件と最も多く、次いで家族・親戚からの通報が 120 件、学校・教育委員会からが 101 件でした。

年々増加しております児童虐待問題への対応を強化するために、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が 2020 年４月１日より施行されました。改正のポイントの１つに、親や親権者などによる体罰の禁止がございます。指針では、しつけのためでも体に何らかの苦痛や不快感を引き起こす行為は、どんなに軽いものでも体罰と明記され、冗談でも「おまえなんか、生まれてこなければよかった」などと言うことは、子供の心を傷つけ、子供の権利を侵害するとされました。

また、児童相談所で子供の一時保護などの介入と保護者支援をする職員を分ける、児童相談所の設置促進、転居しても支援継続できるよう関係機関との情報共有なども明示されました。

このことからも児童虐待の防止や対応に当たりましては、子供の安全を確保するための初期対応などが、迅速・的確に行えるよう早期に情報を把握し、速やかに支援を開始することが重要となります。そのためには、福祉・教育・医療・保健・警察など、そのほか様々な関係機関の皆様のご協力と連携が不可欠です。

日頃より要支援児童等と接する機会の多い皆様方が情報を把握した際は、家庭児童相談室や児童相談所まで情報の提供をするよう努めなければならないとされております。この情報提供に当たっては、必ずしも本人の同意を得ない場合でも、個人情報保護違反には当たらず、児童福祉法の趣旨に沿って行われる限り、守秘義務等に関する規定に抵触しないとされております。

なお、保護者などへの対応方法につきましては、関係機関の皆様と通告元が特定されないよう、事前に綿密な協議もさせていただいております。

児童虐待の防止や早期発見を図るために、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

家庭児童相談室からは以上です。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいま家庭児童相談室からご報告をいただきました。委員の皆様からご質問、ご意見

等を賜りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

どなたもございませんでしょうか。先ほど、お話がありましたとおり、そうした情報については、個人情報保護法等とは別のものとして情報を募集しているそうですので、皆様もお気づきの点がありましたら、ご通告をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題（３）の青少年を取り巻く現状と課題につきましては、船橋警察署、船橋東警察署から、青少年を取り巻く現状と課題などについて、ご報告をいただければありがたいと思います。ご質問はそれぞれのご報告の後、お受けしたいと思います。

それでは、初めに船橋警察署からお願いできますでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

○山﨑委員代理（船橋警察署　田中生活安全課長）

皆さん、ご苦労さまです。改めまして、船橋警察署生活安全課長の田中と申します。よろしくお願いします。

現状と課題ということでお題を賜りました。船橋警察署で扱う少年関係ですけれども、事件の関係と虐待の関係で話が分かれるかなと思いますので、分けてお話しさせていただければと思います。

資料にはないのですけれども、まず令和２年度の少年事件の当署の状況になります。昨年、令和２年中、少年事件の検挙件数 50 件というような扱いをさせていただいており、また少年補導の関係でございますと 1,778 件ということで、少年補導の実績がございます。

大きく分けますと、中学・高校生の年齢になりますと、それぞれの扱いが大きくなっているところでございます。特に高校生、16、17、18 と年齢が上がっていくにつれ、事件として扱う対象としても多くなりますし、また補導というような形で、それに至る前の芽を摘むというような形での声かけの件数としても多くなっているような状況でございます。

特に、よく少年事件ですと、犯罪加害者ということで検挙措置を講じるときに、少年非行ということで表現するのですけれども、非行に至る前の補導の段階でも、特に高校生の年齢になると多くなるのかなという印象がございまして、先ほどの件数の中でも、喫煙でしたり、深夜 23 時以降の外出を伴う深夜徘徊という形で補導に至るお子さんが多いのかなと思います。件数の中でも、千件以上の数をこの２つの項目で占めておりますので、そういった実態があるのかなと考えます。

また、事件の非行の関係でございますと、罪種で申し上げますと、自転車盗でしたり、万引き等のそういった事犯が目につくような状況でございます。扱う件数が特に多い罪種ではあるのですけれども、非行の入口として、この軽微犯罪から大きな事犯に発展する前に、入口になりそうな事件でございますので、そういった話が当署に上がってきたときには、本人の健全育成の観点から対応をしていくところでございますので、引き続き対応していければと考えております。

また、虐待についてですけれども、心理的虐待が先ほどのお話で多いということでありましたが、当署の中でも、夫婦げんか等々の現場で、お子さんがその場にいらっしゃいま

すと悪影響を及ぼすという観点から、心理的虐待ということで関係機関に通告させていただいておりますので、それもありまして数が多くなっているのかなという印象は受けております。

次は、令和３年の現在のところになります。まだ数値は固まっておりませんが、おおむね昨年と同じような数を計上しているような状況でございます。中でも事件に関しましては、自転車盗や万引きが多くなっておりますし、少年補導につきましては、喫煙や徘徊、ときたま飲酒、そういったものも目につくような状況となっております。

私が船橋警察署に着任したのがこの３月で、前任が富津警察署になるのですけれども、富津から船橋にかわりまして、行政の規模も人口の規模も当然大きくなり、扱うお子さんの数も多くなる中で、いろいろな案件で最近よく気になるのが、ＳＮＳの使い方についてかなと思います。

これは加害者というよりも、被害児童側ですかね。特に、中・高生の女性のほうがＳＮＳで連絡を取り合っている成人男性から、最初は仲よくというか、通常のやり取りが始まって、下心か、相手方からの「裸の画像を送ってよ」だとか、そういったところから話が発展していって、それを学校関係者の方や親御さんが発見し、うちへの相談というような形で話をいただくことが最近多いかなという印象がございます。ＳＮＳの利用については、今後の継続的な課題なのかなということで考えております。

その点で学校関係者の方も含めて、もし講話などお話をいただくようであれば、連携の強化というところで、可能な限り対応できればと思っておりますので、今後の課題として対応していければと思っております。

簡単ではございますが、以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

続きまして、船橋東警察署からお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○大友委員代理（船橋東警察署　入江生活安全課長）

船橋東警察署の入江です。

今、船橋署のほうからもお話がありましたけれども、同じ船橋市内ですので、数値的な傾向というのは同一でございまして、その辺りは特に変わりませんので、私からは実際に扱った事案などでちょっと感じたことについて、いくつかお話しさせていただきたいと思います。

まず、これは青少年センターの運営協議会でもお話しさせていただいたのですが、夏休みも無事終わりまして、子供に関する大きな事件・事故というのは特になかったかと思います。

補導というのも、当然コロナ禍で外出も少なかったので、例年よりは少なかったということですが、何件かいわゆる不審者情報があり、実際、本当のことも多いのですけれども、そうでないものもありました。例えば、刃物を持って歩いている人がいるという話で、い

ろいろ調べていくと、どうやらそれは事実ではないというようなものが、実は結構数がありました。

これは、原因は何かなと。子供に悪気があるわけではなくて、家庭内とか家に閉じこもったりすることで、何らかの精神的に不安定な状態にあるのではないのかということが感じられました。これは、子供が発するシグナルだと思われますので、こういったところは、家庭と様々な機関とで何か対処していく必要があるのかなと思ったところです。

また、深夜帯には一部の中高生が、小学生はあまりいませんけれども、中学生ぐらいになると、深夜までやっている商業施設が市内にいくつもありますけれども、そういうところでたむろしているのが散見されまして、酒、たばこ、原付、大体この３点がセットになっていまして、親も呼び出すのですけれども、親御さんから話を聞くと、晴天の霹靂ではないんです。「そうなんですよ、言っても駄目なんです」というような話がありまして、ほぼ親の役割を放棄しているというような状況が多いというところで、対処に困っているという部分も多分にあるかと思いますので、その辺のフォローをしていく必要もあるのかなと。警察では、なかなかそこまで踏み込むことができませんので、これは皆様のお力を借りて対処していければと思っております。

対教師暴力などもいくつかありましたけれども、学校でも対応に苦慮しているような事案もいくつか聞いております。その辺りは学校側と警察と連携して対処していければと思っております。

以上となります。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

今の件につきまして、委員の皆様からご質問等はありませんでしょうか。

若干、市内でバイクの大きな音が聞こえていたことがしばらく前にあったと思います。先日、青少年センター運営協議会でご報告いただきましたけれども、検挙いただいて、今、施設のほうで反省の日々を送っているということをお聞きしました。

やはり、若い世代を思い出すと、誰かがやっていれば同じようにやっても大丈夫ではないかというような甘い考えで動いている子供たちが多いと思いますので、先ほどおっしゃっていただいたとおり、早期に健全育成目的で子供たちを指導していただければありがたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、続きまして、議題（４）令和２年度青少年関係事業実績報告及び令和３年度青少年関係事業実施計画につきまして、事務局よりよろしくお願いいたします。

○青少年課長

事務局でございます。着座にて失礼させていただきます。

令和２年度青少年関係事業実績報告及び令和３年度青少年関係事業実施計画につきまして、本日お配りいたしました黄色の冊子をもとに、ご説明をさせていただきます。

新任の委員の方もいらっしゃいますので、青少年関係事業についてご説明させていただ

きます。こちらの冊子の８ページをお開きください。

関係機関、市で実施していただく事業につきましては、船橋市青少年総合対策を基本としております。

「１．基本方針」の下から２行目をご覧ください。「船橋市青少年総合対策は、家庭・地域・学校・企業・行政等が、それぞれに役割を果たし、緊密な連携と協力を図り、青少年健全育成施策を積極的に推進するものである」と書かれております。

本日ご参加の青少年関係機関、団体、市、教育委員会は、それぞれの専門分野を生かし、「３．基本目標」の（１）～（５）に沿った事業を実施することとなります。

１ページをご覧ください。「青少年関係事業実績報告書」は、市、教育委員会が実施した事業報告の書式となります。①重点目標に記載する事項について、ご説明いたします。青少年総合対策の該当する「３．基本目標」から、各団体の実施事業に該当する推進目標を全て選定いたします。

続きまして、２ページをご覧ください。⑥目標値につきましては、所管課による自己目標を記入しております。

続きまして、⑧達成度につきましては、目標値と実績値を比較いたしまして、Ａ～Ｄの４段階の達成度を記入いたします。

総合評価につきましては、達成度を含めて、事業の狙いや意図に即しているか、その評価・効果・課題や検討事項など総合的に自己評価をお願いしております。

３ページをお開きください。「青少年関係事業実施計画書」、こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました基本目標を基に、おのおの該当する事業を記入しております。

それでは、令和２年度青少年関係事業実績から報告いたします。

まず最初に、昨年度の実績全般についてです。新型コロナウイルスの影響から、関係機関、市、教育委員会ともに事業の中止が非常に多い結果となりました。今回、コロナ禍において新たに実施した事業を中心にご報告させていただきます。

10 ページから 17 ページにかけまして、各関係機関・団体からの報告事項が記載されております。コロナ禍において、新たな取組をいくつかご紹介いたします。

12 ページをお開きください。船橋市社会福祉協議会が、対面での事業から、自宅でできる軽体操や脳トレのチラシ、工作キットを送付することで、地域住民との関係性を保ちました。

13 ページ、船橋地区保護司会では、例年、公民館で実施しておりました「社会を明るくする運動」を、市役所１階ロビーでのパネル展示会を実施いたしまして、３日間で一般来来場を含め 350 名の参加がございました。

15 ページをお開きください。船橋市青少年相談員連絡協議会では、今後の活動に生かせるよう、研修動画の撮影、リモート参加による「パプリカ大合奏」を実施し、92 名の参加がございました。

続きまして、17 ページ後段から 76 ページにつきましては、市及び教育委員会で実施を

する事業で、目標値の達成度を含め、総合的な自己評価を行っております。

令和２年度につきましては、緊急事態宣言による施設の閉館などから、事業の中止が相次ぎまして、結果として、達成度Ｄ、達成度なしが非常に多い年となりました。

コロナ禍における新たな試みとして一例を挙げますと、30ページに記載のあります「ふなばしミュージックストリート」がインターネット配信を行い、視聴回数が延べで１万611回となりました。その下にございます「音楽のまち・ふなばし千人の音楽祭」では、音楽祭の歴史と、コロナ禍での取組を紹介する特別番組を制作し、J-COM チャンネルにて放映を行いました。

なお、今回中止となりました各事業ですけれども、感染防止に取り組むガイドラインの作成を行うことによって、令和３年度以降の開催につなげることができたと聞いております。

続きまして、令和３年度青少年関係事業実施計画についてご説明いたします。

青少年関係事業実施計画につきましては、77ページから130ページにかけて、推進目標の１～５の各項目に分かれて掲載されております。それぞれの推進目標について、説明をいたします。

77ページをお開きください。推進目標１、「青少年の健やかな成長を支援」として、（１）～（５）の推進目標に基づき事業が計画されております。こちらにつきましては、146 事業が96ページまで掲載されております。

続きまして、97ページをお開きください。推進目標２、「家庭環境の充実への支援」として、（１）～（４）を推進目標として、82の事業が108ページまで掲載されております。

109ページをお開きください。推進目標３、「困難を抱える青少年の支援」としまして、（１）～（３）を推進目標として、21の事業が112ページまで掲載されております。

113ページをお開きください。推進目標４、「社会環境の整備」として、（１）～（６）を推進目標として、83の事業が127ページまで掲載されております。

128ページをお開きください。推進目標５、「成長を支える担い手の育成」として、（１）～（４）を推進目標として、14の事業が130ページまで掲載されております。

以上のとおり、今年度につきましては、346 件の事業が掲載されておりまして、昨年度より12事業の増加となっております。

こちらの冊子は、本日お配りさせていただいた関係で、委員の皆様は中身の各事業をご覧になることができなかったかと思います。また、こちらの中身の事業でもし気になることがございましたら、事務局に問い合わせいただければ、次回にご報告させていただきたいと思います。

以上、簡単ではございますが、報告をさせていただきました。ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

ただいま、事務局より、令和２年度青少年関係事業実績報告及び令和３年度青少年関係

事業実施計画について、ご報告がございました。委員の皆様から、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。どなたかございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

本当にコロナ禍の中で、皆様、活動等大変ご苦労されたと思います。私もミュージックストリートにたまたま知人が出演しておりまして、ふだんでしたら、そこへ駆けつけて見させていただくことは難しいのですけれども、オンラインで放映していただきましたので、楽しく拝観させていただきました。ちょっとオフレコかもしれませんけれども、お世話になった中学校の先生がご出演されていたので、お元気な姿を拝見させていただいてうれしく思いました。

よろしいでしょうか。

それでは、議題（５）の「第 54 号船橋市青少年だよりについて」に移ります。こちらも事務局から状況説明をお願いいたします。

○事務局

事務局です。着座にて失礼いたします。

第 54 号船橋市青少年だよりについて、説明させていただきます。

「青少年だより」をお手元にお配りさせていただいておりますが、毎年３月に船橋市青少年問題協議会から発行している広報紙になります。関係各所への配布、及び自治会連合協議会のご協力によりまして、各町会・自治会に回覧させていただいているものになります。

掲載する内容としましては、各関係各所のその年の青少年に係る活動と現状について、というようなことをメインに掲載をいただいています。

今回、皆様のお手元にお配りさせていただいております「青少年だより」は、令和２年３月 15 日発行の令和元年度の第 52 号になります。本来、令和３年３月に発行した令和２年度の第 53 号を本来お配りするところなのですけれども、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、なかなか活動が難しかったというところから、昨年は、協議会でご審議いただき、発行しておりません。

今回、令和３年度につきましては、同じく新型コロナウイルス感染症により、今は状況が落ち着いているところなのですけれども、緊急事態宣言の期間が長期間だったこともありますので、今年度の第 54 号の発行につきまして、皆様にご検討いただきたく議題とさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。会長、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

いかがでしょうか。発行、あるいは今回もちょっと見合わせるという形で、どなたかご意見はございませんか。

なかなか活動ができていない中で、この記事をつくるということは大変難しい点がある

と思います。また、昨年も感染者が多くなってきた際に、自治会さん集まって配布の作業をすることが大変難しいのではということで、お休みさせていただいたのですけれども、皆さんに執筆をお願いする都合上で、いかがですかね。

きちっと活動ができるようになってから発行するという形で、ご理解いただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹羽会長）

それでは、そういった形で今年度も見合わせていただいて、また活動再開の際には発行させていただくような形で進めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局は、こちらでよろしいでしょうか。

それでは、次に議題（６）の船橋市社会福祉審議会委員の推薦につきまして、こちらも事務局からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局

事務局です。社会福祉審議会委員の推薦について、説明させていただきます。

お配りさせていただいた資料の８ページ、９ページをご覧いただければと思います。現在、青少年問題協議会から船橋市社会福祉審議会委員を１名選出いただいて、活動いただいているところです。今回、令和３年６月７日付で船橋市長より推薦依頼がありました社会福祉審議会についてになります。

９ページをご覧ください。「社会福祉審議会とは」ということで記載させていただいております。社会福祉法第７条第１項の規定に基づき、社会福祉に関する事項を調査審議するために設置された法定審議会ということになります。

現在、専門分科会としまして、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会の３分科会が設置されております。青少年問題協議会から推薦させていただく委員につきましては、こちらの中の児童福祉専門分科会に所属いただくことになっております。

協議会では、これまで保護司会の加藤委員に出席いただいて活動いただいておりましたが、今回、任期満了に伴いまして、新たに推薦依頼が来ているところです。担当の地域福祉課には説明済みですけれども、緊急事態宣言に伴いまして、８月の第１回船橋市青少年問題協議会が開催されておりませんので、現在、まだ委員の推薦ができておりません。そのため、今回、委員の推薦をよろしくお願いしたいと思っております。

事務局からは以上になります。会長、よろしくお願いいたします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

それでは、こちらも簡便ではございますけれども、指名推選による方法でいかがでしょうか。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、指名推選で委員の選出を行いたいと思います。どなたか、ご推薦をお願いできませんでしょうか。

○村木委員

着座にて失礼します。大塚委員を推薦させていただきたいと思います。

今回、児童福祉分科会を担当するということから、大塚委員はボーイスカウトとして長くご活躍されておりますので、そのご経験を児童福祉のほうにも生かしていただけるのではないかと考えております。よろしくお願いします。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。

ただいま、社会福祉審議会委員に大塚委員のご推薦がございました。皆様、いかがでしょうか。

（拍手）

○議長（丹羽会長）

ありがとうございます。それでは、大塚委員を推薦することにいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○大塚委員

よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

議題については、こちらで終了いたしました。

続きまして、報告事項に移らせていただきます。

１つ目は、「船橋市児童相談所基本構想」の策定につきまして、家庭福祉課よりご報告をお願いいたします。

○家庭福祉課長

家庭福祉課でございます。着座のままご説明をさせていただきます。

それでは、「船橋市児童相談所基本構想」の策定について、ご説明いたします。

基本構想の本編とは別に、本日、「市児童相談所の整備について」という概要の資料をご用意いたしましたので、本日はこちらでご説明させていただきます。

船橋市児童相談所基本構想についてですが、これは本市が目指す児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方を示したもので、当初、令和２年度末の策定を目指しておりましたが、整備地の決定と基本構想案の最終調整に時間がかかり、この７月に策定が完了し、現在、市のホームページで公開をしているところですので、簡単に基本構想策定の経緯と内容を、最後に今後の整備スケジュールについて、ご報告をさせていただきます。

市では、児童相談所の整備に関する助言を受けるアドバイザーとして、平成 26 年度から各分野の専門家６名に個別に依頼をしておりましたが、令和２年５月に、元児童相談所長

と児童養護施設長の２名を加えた専門家８名からなる基本構想策定検討会を新たに立ち上げ、この７月までに４回の検討会を開催し、基本構想の策定に取り組んできたところでございます。

この策定検討会としての最終案が４月にまとまり、これを受けて、５月にパブリック・コメントを行ったところ、11 名の方より 32 件のご意見を頂戴しました。どれも真摯な内容が記載されておりまして、市児童相談所の設置について、大きな関心が寄せられていると認識したところでございます。

職員体制や業務内容、コストについての疑問や不安、提案など貴重な意見が寄せられましたので、今後、経費や職員体制についても、しかるべき時期に市民の皆さんにお示ししてまいりたいと考えております。

それでは、基本構想の概略についてです。

まず、基本構想に示した虐待対応等における本市の現状と課題についてです。

現在、家庭児童相談の取組に当たっては、虐待リスクの重さや求められる専門性により、県の市川児童相談所と市の家庭児童相談室で役割を分担して行う二元体制となっておりますことから、両機関それぞれがケースを移管することになった場合に、一貫した支援が行えなくなったり、対応にどうしても時間を要する事態が生じたりすることがございます。また、ケースに対して、両機関で緊急性の認識や支援方針が異なる場合もあります。これについては、後ほど基本構想の 11、12 ページをお読みいただければと思います。

次に、児童相談所の基本方針・運営方針についてです。

市として、子供たちの安全で安心な生活を守るとともに、健やかな成長と発達を支援し、複雑化・多様化する現代社会において、子育て家庭に寄り添い支えるため、市児童相談所の設置を目指すこととしております。

また、増加する児童虐待相談を背景に、住民に最も身近な相談窓口として、虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、虐待の初期対応から在宅支援まで、一貫した支援体制の構築に向け、市児童相談所の基本方針や施設整備の基本的な考え方をお示ししております。

なお、市児童相談所の目指す姿を、「船橋の全ての子供の安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」とし、市児童相談所内に児童相談所部門と家庭児童相談室部門を設け、それぞれが柔軟に連携可能な体制を構築することとしております。これにつきましても、後ほど基本構想の 13、14 ページをご覧いただければと思います。

最後に、今後のスケジュールについてです。概要資料の３ページになります。

表の一番上の施設整備の欄をご覧ください。設計に着手してから建設工事が完了し、市の児童相談所が開設するまで、おおむね４年から４年半程度かかるということをお示ししたものでございます。現在、基本実施設計に着手するため、庁内調整を急ピッチで行っているところでございます。

次に、人材確保と育成についてです。虐待相談の件数増加の対応と、児童相談所が開設された場合を想定し、家庭児童相談室に計画的に必要な人数が配置されております。また、平成27年度から、県の市川児童相談所へ研修目的の職員派遣を行っておりまして、現在派遣中の職員も含めて、これまでに13名の職員を派遣しております。

次に、システムの構築についてでございます。ベーシックな児童相談記録システムのほかに、電話音声認識システムや虐待リスク判定システム等、ケースワーカーの相談支援業務の負担軽減や効率化につながるシステムも含めて、他自治体の視察や研究を始めたところでございます。

関係機関との相談支援体制の構築ですが、市児童相談所ができることによりまして、庁内の相談業務体制も変わります。また、市医師会、県弁護士会、警察、地域の諸団体等の庁外の関係機関、先ほど家庭児童相談室からの説明にもありましたが、船橋市要保護児童及びＤＶ対策地域協議会やこの青少年問題協議会の構成の皆様が中心となりますけれども、皆様と一緒に児童相談所設置後の協力体制を新たに構築しなければいけませんので、引き続きのご理解とご協力を何とぞよろしくお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

報告事項とのことですけれども、委員の皆様からご質問等あればと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

やはり我々大人社会も、男女共同参画ということで、お子さんたちへ目の届かなくなる部分も若干起こり得ると思いますので、その中でこういった施設等で補完していただけることが多ければと思います。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、２つ目です。令和４年度成人式について、こちらは社会教育課よりご報告をお願いいたします。

○社会教育課長

社会教育課でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、本冊の10ページでございます。令和４年成人式につきまして、報告をさせていただきます。

令和３年、今年の成人式は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、やむなく会場開催を中止し、オンライン配信という新しい形での式典となりましたが、令和４年の成人式は、令和４年１月10日の「成人の日」に、スポーツ協会様のご協力もあり、船橋アリーナを会場に二部制で実施する予定としております。

対象者は、平成13年４月２日から平成14年４月１日の間に生まれた方々、人数は、令和３年９月１日現在で6,080人となっております。

船橋市の成人式は、新成人の意見を取り入れるため、新成人たちで構成される企画運営会議にて内容等を検討して実施しており、この会議の中で毎年テーマや記念品を決めてお

ります。

令和４年成人式のテーマは、「縁（えん）」に決まりました。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人とのつながりの大切さを改めて実感することとなり、これからも人とのつながりを大事にしていきたいという思いが込められております。

新型コロナウイルス感染症対策もしっかりと考え、開催に向けて企画運営委員と準備を進めているところでございます。

なお、青少年問題協議会会長様には、後日成人式の案内状を送らせていただきますので、ぜひともご出席のほど、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、説明は以上となります。ありがとうございました。

○議長（丹羽会長）

ありがとうございました。

委員の皆様からご質問等、ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

令和４年こそ、ぜひ成人式が無事に取り行えるよう、何とかコロナ禍が収束することをお祈りいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。私のほうで、緊張のあまり最初に大事なことを申し上げるのを忘れまして、大変失礼いたしました。船橋市青少年問題協議会条例第５条第１項に基づきまして、会長が議長となりますため、議長としてこれまで進めさせていただきました。大変失礼いたしました。

それから、議事録署名につきましては、ふなばし地域若者サポートステーションの成瀬委員と、青少年センター運営協議会の加瀬委員にお願いいたします。議事録ができ次第、事務局よりご連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様のご協力によりまして、会議を無事進めることができました。ありがとうございました。感謝申し上げます。

事務局から何かございますでしょうか。

○事務局

事務局です。次回の青少年問題協議会の開催予定ですが、令和４年２月４日（金曜日）、午前 10 時から、会場は今回と同じく、こちら 11 階大会議室を予定しておりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（丹羽会長）

それでは、以上をもちまして、令和３年度第２回船橋市青少年問題協議会を閉会させていただきます。皆様、ありがとうございました。

午前１１時１３分　閉会